

社会福祉法人設立認可説明会

社会福祉法人設立に 向けた留意事項について

令和3年10月11日

東京都福祉保健局 指導監査部 指導調整課
社会福祉法人担当

本日の説明内容

1 社会福祉法人制度の概要

2 社会福祉法人の設立・運営要件

3 社会福祉法人の資産

4 法人設立認可の流れ・注意点

本日の説明内容

1 社会福祉法人制度の概要

社会福祉法人制度の概要（まとめ）

1. 社会福祉法人とは

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人
 - ※ 社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。
 - ・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則
⇒ 特養、児童養護施設 等
 - ・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし ⇒ 保育所、障害福祉サービス事業 等
 - ※ 個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

- 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、
 - ① 自主的な経営基盤の強化
 - ② 提供する福祉サービスの質の向上
 - ③ 事業経営の透明性の確保を図る必要がある。
- 社会福祉法人には、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供する責務がある。

3. 社会福祉法人の運営

○ 社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制優遇措置や補助金の交付等の支援措置を受けている。

※ 公益性の高い事業は、国や地方自治体が法律や条例で経営や契約の自由を制限している。

※ 公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者若しくは国庫)、財務諸表等の届出・公表、所轄庁による指導監査等

※ 支援措置…社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付等

4. 社会福祉法人の所轄庁

○ 法人の行う事業が都道府県又は市(特別区)の区域内の場合は都道府県知事又は市長(特別区長)が認可・指導監督等を実施

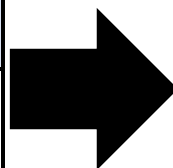
○ 2以上の都道府県の区域にわたる場合は都道府県知事、そのうち特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監督等を実施

5. 社会福祉法人設立の要件

- 社会福祉事業を実施すること
(社会福祉法人は、社会福祉事業を必ず行う必要がある。)
- 評議員、理事、監事を置くこと
- 基本財産、運用財産を所有していること
 - ※ その他、定款や運営規程(経理規程、就業規則、給与規程、役員報酬基準等)の策定も必要

社会福祉法人の数（令和2（2020）年3月末現在）

本部所在地	法人数
全国	20,973



本部所在地	法人数
東京都内	1,080



所轄庁別	法人数
東京都	323
八王子市	55
特別区・市	672
国	30

※出典：令和元年度福祉行政報告例
（国所管は厚生労働省福祉
基盤課調べ）

○ 社会福祉法人の数は、多少鈍化しているものの、微増傾向にある。
（H12年度） （H18年度） （H24年度） （R元年度）
全国：17,146法人 ⇒ 18,634法人 ⇒ 19,810法人 ⇒ 20,973法人

※ 全国では年平均160件程度、都内では年間5件前後のペースで増加

【参考】都内所轄庁(都・区市)における 社会福祉法人設立認可等の状況

年度	設立		合併	解散
		うち都認可		
平成24年度	10件	10件	0件	1件
28年度	7件	1件	2件	1件
29年度	6件	0件	1件	0件
30年度	5件	0件	0件	0件
令和元年度	6件	0件	0件	0件
2年度	4件	0件	1件	0件

(注) 平成25年4月1日都道府県から区市へ一部事務権限を移譲

社会福祉法人の経営状況

■ 「サービス活動収益」(企業会計では「売上高」に相当)の規模別の法人の割合

(都内1,033法人の平成30年度決算を基に作成)

- 規模別としては、2億円以上～3億円未満(14.8%)が最も多く、次いで、1億円以上～2億円未満(14.2%)と続いている。

※都内の法人のうちの半分超が、「収益5億円未満」

- また、サービス活動収益の平均は約9億2千万円である。

1 社会福祉法人制度の概要

(1) 社会福祉法人の定義

■ 社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、設立された法人（社会福祉法第22条）

- 憲法第89条の「公の支配に属しない慈善又は博愛の事業に対する公金支出禁止規定」を回避し、戦前から社会事業の担い手として大きな役割を果たしてきた、民間社会事業の振興と活用の場を開き、公的助成を受けることを可能とするために創設
- 昭和26(1951)年の社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に全面改正）の施行により、社会福祉法人が制度化
- 民法上の公益法人から発展した特別法人として、「公益性」と「非営利性」の両面の性格を備える。

(2)社会福祉法人制度の変遷

■ 社会福祉法人制度創設前

- 我が国では、戦前から、児童、母子、高齢者、障害者等の社会的弱者の援護のために、社会事業が行われてきた。
- 社会事業の多くを担っていたのは、民間篤志家や慈善事業家が運営する多数の民間社会事業団体であった。

- 昭和22(1947)年 日本国憲法施行
- 昭和26(1951)年 社会福祉事業法の施行により、
社会福祉法人制度創設

▶ 社会福祉法人制度創設の背景

- 終戦による引き揚げ者、身体障害者、戦災孤児、失業者などの生活困難者の激増という困難に直面する一方、行政の資源が不十分であった。
- 社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体は行政としつつ、実施を民間に委ね、事業の公益性を担保する方策として、措置制度(=行政が行政処分によりサービス内容を決定。それに従い事業を実施する仕組み)が設けられる。

行政資源が不十分だった戦後の荒廃期に、社会福祉の責任を行政に置きながらも、事業の実施を民間に委ねるというスキームの中で設けられたもの

措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人制度が生まれる。

平成12(2000)年 社会福祉基礎構造改革に伴う 社会福祉事業法から社会福祉法への改正

▶ 改正等の概要

- 昭和26(1951)年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するための見直しの中で行われたもの。
- 平成12(2000)年施行の介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止などに資することが趣旨

主な改正内容

- ・福祉サービスの利用制度化(措置から契約への転換)
- ・社会福祉事業の範囲の拡充(社会福祉事業の追加)
- ・社会福祉法人の設立要件の緩和(例、設立時の資産要件)
- ・社会福祉法人の運営の弾力化(例、資金使途制限の緩和) 等

■ 平成28(2016)年 社会福祉法人制度改革に伴う 社会福祉法改正(平成29年4月1日全面施行)

▶ 制度改革の背景

- 福祉ニーズの変容、多様な事業主体(株式会社、NPO法人等)の参入等福祉サービスを取り巻く環境の変化(他法人とのイコールフットィング論【※】)

※社会福祉法人は法人税や固定資産税が原則非課税、施設整備にも公的補助金が出て優遇される一方、株式会社が同種の施設を作っても、そのような恩恵がない、という論理

- 平成18(2006)年の公益法人制度改革(公益認定制度の創設等)の実施
- 社会福祉法人の運営に対する指摘(内部留保の明確化・課税議論、一部法人の不祥事に係る報道 等)
- 平成26(2014)年の「規制改革実施計画」により具体的な改革項目の提言

公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

社会福祉法人制度改革の主な内容

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

○ 議決機関としての評議員会を必置

※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- 適正かつ公正な支出管理の確保
- いわゆる内部留保の明確化
- 社会福祉事業等への計画的な再投資

○ 役員報酬基準の作成・公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

- 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービス ≪地域における公益的な取組≫を提供することを責務として規定

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

(3)社会福祉法人の経営の原則①

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、

- ・ 自主的な経営基盤の強化
- ・ 提供する福祉サービスの質の向上
- ・ 事業経営の透明性の確保

を図らなければならない。（法第24条第1項）

(3)社会福祉法人の経営の原則②

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。（法第24条第2項）

法第24条各項の定めから、法人の本旨は次のとおり解釈される。

- 社会福祉事業を中心的に担う中で経営基盤を強化し、効率的に運営する中で、さまざまな工夫により社会福祉事業では対応できないニーズもとらえていくこと(=既存の制度の対象とならないサービスに対応していくこと)を本旨とする法人であるということ

(4)社会福祉法人の特徴

▶ 社会福祉法人とは

社会福祉事業を行うことを目的とし、旧民法第34条に基づく公益法人の特別法人として創設された、公益性の高い非営利法人

■ 公益性 ⇒ ・社会福祉事業を行うことを目的とすること

■ 非営利性 ⇒ ・設立時の寄附者の持分は認められないこと

・事業の利益を構成員へ分配(配当)しないこと

(利益は事業の継続・発展を目指すために使用)

・役員等関係者への特別の利益供与が禁止されていること

・残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者
又は国庫に帰属すること

※ ここでの「非営利」とは、利益配分を目的としない組織である、ということであり、「非営利」だから利益を出してはいけない訳ではないことに注意。

■ 安定性 ⇒ ・優遇措置により事業の継続性が確保されていること

社会福祉法人に対する優遇措置・規制監督

- 社会福祉法人は、その公益性・非営利性に鑑みて、税制面や補助金交付等の優遇措置がある一方、運営等に一定の要件が定められており、公的な規制・監督を受ける。

優遇措置	法人税、登録免許税、固定資産税等の非課税措置 施設整備費、運営費に係る補助金の交付 退職手当共済制度に対する公費負担 社会福祉法人への寄附者に対する税額控除
規制監督	所轄庁による定款の認可、基本財産処分の承認等 所轄庁による指導監督(報告、指導監査、勧告・行政処分) 収益や資金の用途制限 解散時の残余財産の帰属先の制限

- ▶ 所轄庁の指導監査 : 一般監査(基本的に3年に1回、定期的実施)
特別監査(重大問題の発生時等に実施)

社会福祉法人に特有の規制①

■ 公益事業及び収益事業(社会福祉法第26条)

- ・ 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(公益事業)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業(収益事業)を行うことができる。

■ 資金の法人外流出禁止(各通知等)【※】

- ・ 次頁「【参考】社会福祉法人の収入・収益の取扱い」参照
※ 明文規定はないが、制度設計の根幹として禁止されている。

■ 子会社所有の禁止(認可通知別紙1 第2法人の資産3(2))

- ・ なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。
※ ただし、措置費、保育委託費を財源とする場合は公開市場を通じたものであっても、株式の保有は認められない。

社会福祉法人に特有の規制②

■ 基本財産の処分承認(認可通知別紙1 第2法人の資産3(2))

- ・ 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の(事前)承認を受けなければならない旨【※】を、定款に明記すること。

※ 基本財産を処分又は担保提供に係る契約は、所轄庁の承認後に締結すること。

① 処分上の注意

- ・ 基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等の使用权の設定、その他財産・収益事業用財産・公益事業用財産への切り替え等が「処分」に当たる。

② 担保提供上の注意

- ・ 基本財産に根抵当権を設定することは、必要性、妥当性の両面から認められない。(基本財産以外の財産への根抵当権の設定も望ましくない。)

【参考】社会福祉法人が受ける監査の種類

《内部監査》

■ 監事監査 … 毎年度

⇒ 毎年の決算後に行われる<監事>による監査

《外部監査》

■ 会計監査人監査 … 毎年度

⇒ <公認会計士又は監査法人>が会計の専門家として、
独立の立場から実施する監査

財務諸表に対する意見を表明(証明)することで責任を負う。

(※ 一定規模以上の法人は設置を義務付け)

■ 行政監査(いわゆる「法人監査」) … 定期・随時

⇒ <所轄庁>による、法令・定款等の遵守状況を確認する
監査。施設・事業所検査と同時に行われることが多い。

【参考】社会福祉法人に対する指導監査(法人監査)

▶ 社会福祉法人に対し所轄庁が実施する指導監査 (行政監査)には、「一般監査」「特別監査」の2種類がある。

【目的】

- ・ 法令又は通知等に定められた、社会福祉法人として遵守すべき事項について運営の実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るために行う。

【種類】

- ・ 一般監査：一定の周期(原則3か年に1回)で実施
- ・ 特別監査：運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施

【実施方法(一般監査の標準例)】

- ・ 社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務・財産の状況、帳簿・書類その他の物件を検査する。
- ・ 検査後結果を通知するとともに、必要な助言・指導、指摘事項に対する是正措置等を行う。

【参考】社会福祉法人に対する行政指導・処分の種類(法56条)

種別	根拠規定	内容
一般監査 特別監査	法第56条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務・財産の状況に関し報告させる。 ・社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務・財産の状況、帳簿・書類その他の物件を検査 (検査結果を通知し改善指導を実施)
改善勧告	同条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の処分、定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くと認めるとき
勧告公表	同条第5項	<ul style="list-style-type: none"> ・期限内に改善勧告内容に従わなかったとき
措置命令	同条第6項	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき
停止命令 (全部・一部)	同条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・措置命令に従わないとき ・期間を定めて命令
役員解職勧告	同条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・措置命令に従わないとき
解散命令	同条第8項	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の処分、定款に違反した場合であって解散させるより方法がないとき ・正当の事由なく1年以上にわたって目的とする事業を行わないとき

本日の説明内容

2 社会福祉法人の設立・運営要件

2 社会福祉法人の設立・運営要件

社会福祉法人は、事業、資産、組織運営等について、一定の要件が定められている。

【主な法令・通知】

- 社会福祉法、社会福祉法施行令、社会福祉法施行規則
- 社会福祉法人の認可について(国局長通知)
 - 社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例 -
- 社会福祉法人の認可について(国課長通知)
 - 社会福祉法人審査要領 -
- 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(国局長通知)
 - 指導監査ガイドライン -
- 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(国局長通知)

※ 社会福祉法人は、法令等に基づいて、法人運営の基本となる定款及び諸規程を作成し、それを遵守しなければならない。

(1)社会福祉法人の名称

- 名称は、定款の記載事項(=所轄庁の審査・認可事項)になる。
- なお、社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いることができない。

▶ 名称を付ける上での注意点

社会福祉法人の名称は、その公共性から社会福祉事業の担い手としてふさわしいものとする必要がある。

- 社会福祉法人の公共性を鑑み、特定の個人名・会社名をつけることは適当ではありません。
- 既に認可されている社会福祉法人(他の法人制度に基づくものも含む)との同一名称やまぎらわしい名称は、適当ではありません。
- 「〇〇社会福祉事業団」という名称は、公立施設を受託経営等するための社会福祉事業団に限り認められます。

(2)社会福祉法人が経営する事業

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする法人であるため、社会福祉事業の経営が必須の要件になる。

※ 正当な事由なく1年以上にわたって目的とする社会福祉事業を行わないときは、所轄庁から<解散命令>を受ける事由になり得る。

第一種社会福祉事業	社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。 (法第2条第1項)
第二種社会福祉事業	* 第一種社会福祉事業:法第2条第2項に列挙 * 第二種社会福祉事業:法第2条第3項に列挙
公益事業	社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業を行うことができる。(法第26条)
収益事業	

ア. 第一種社会福祉事業

- 経営適性を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、确实公正な運営確保の必要性が高い事業
 - * 法第2条第2項で限定列挙：主として入所施設サービス
- 経営主体は、行政及び社会福祉法人が原則(都道府県知事等への届出が必要) ※ 法第60条、第62条第1項
- その他の者(行政及び社会福祉法人以外の者)が第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、都道府県知事等の許可が必要 ※ 法第62条第2項
- 個別法によって経営主体が制限される場合がある。
(保護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)

イ. 第二種社会福祉事業

- 事業の実施に伴い、弊害のおそれと比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が(第一種と比較して)低い事業

* 法第2条第3項で限定列举：主として在宅サービス

- 経営主体の制限はなし。

すべての主体が届出により経営が可能。

※ 法第69条第1項

- ただし、個別法によって経営主体が制限される場合がある。

第一種社会福祉事業の種類

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業(法第113条)

○ 以下の事業は社会福祉事業に含まれない。

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月(連絡・助成事業は3月)を超えない事業
- ・社員又は組合員のための事業
- ・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業
- ・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業

第二種社会福祉事業の種類①

【生活保護法関係】

- 医療保護施設
- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

【生活困窮者自立支援法関係】

- 認定生活困窮者就労訓練事業

【児童福祉法関係】

- 障害児通所支援事業
- 障害児相談支援事業
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 小規模保育事業(※定員10人以上のもの)
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業

■ 助産施設

■ 保育所

■ 児童厚生施設

■ 児童家庭支援センターを運営する事業

■ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

【認定こども園法関係】

- 幼保連携型認定こども園

【特別養子縁組あっせん法関係】

- 養子縁組あっせん事業

【母子及び寡婦福祉法関係】

■ 母子家庭日常生活支援事業

■ 父子家庭日常生活支援事業

■ 寡婦日常生活支援事業

■ 母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム

【老人福祉法関係】

■ 老人居宅介護等事業

■ 老人デイサービス事業

■ 老人短期入所事業

■ 小規模多機能型居宅介護事業

■ 認知症対応型老人共同生活援助事業

第二種社会福祉事業の種類②

【老人福祉法関係】

- 複合型サービス福祉事業
- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 老人介護支援センター

【障害者総合支援法関係】

- 障害福祉サービス事業
- 一般相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム

【身体障害者福祉法関係】

- 身体障害者生活訓練等事業
- 手話通訳事業
- 介助犬訓練事業
- 聴導犬訓練事業
- 身体障害者福祉センター
- 補装具製作施設

■ 盲導犬訓練施設

■ 視聴覚障害者情報提供施設

■ 身体障害者の更生相談に応ずる事業

【知的障害者福祉法関係】

■ 知的障害者の更生相談に応ずる事業

【生活困窮者自立支援法関係】

■ 認定生活困窮者就労訓練事業

【その他】

■ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

■ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

■ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

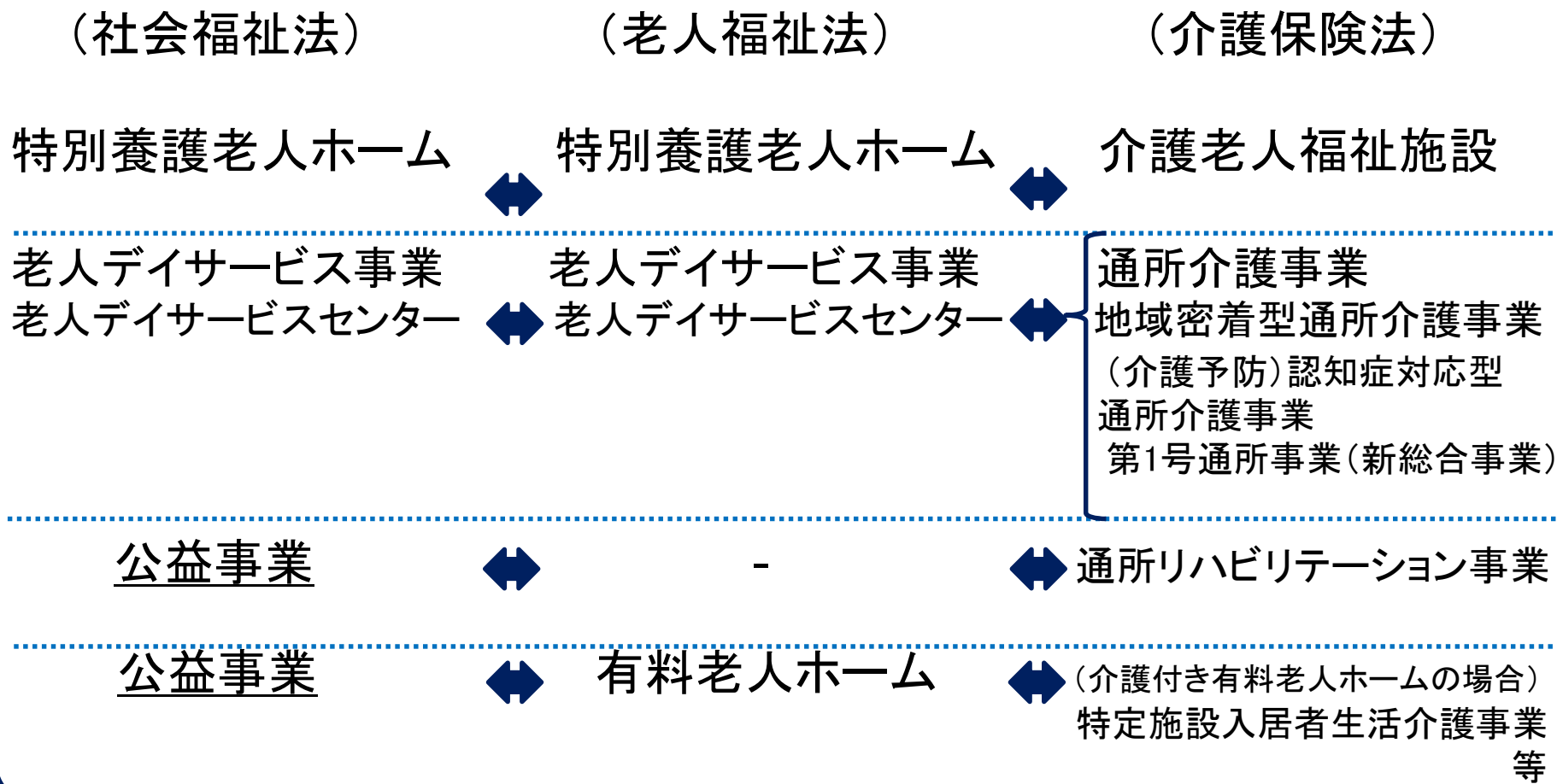
■ 隣保事業

■ 福祉サービス利用援助事業

■ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

【参考】社会福祉法と他法との事業名称・区別の違い①

【老人福祉法・介護保険法関係の例】



【参考】社会福祉法と他法との事業名称・区別の違い②

【児童福祉法関係の例】

(社会福祉法)

保育所



(児童福祉法)

保育所(認可保育所)



(子ども・子育て支援法)

特定教育・保育施設

小規模保育事業



小規模保育事業
(定員10人以上)

公益事業



小規模保育事業
(定員9人以下)



特定地域型保育事業

公益事業



認可外保育施設



-

【参考】社会福祉を目的とする事業と「社会福祉事業」

社会福祉を目的とする事業

- 地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業
 - ・ 経営主体等の規制なし、最小限の行政の関与
(例) 社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

社会福祉事業

- 社会福祉を目的とする事業のうち規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列举
 - ・ 経営主体等の規制あり
 - ・ 都道府県知事等による指導監督
 - ・ 第一種事業と第二種事業
(例) 第一種：養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設等の経営
第二種：保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

社会福祉を目的とする活動

- 必ずしも反復的・継続的に行われるものではない
 - ・ 特段の規制なし・ボランティアなど、個人や団体による任意の活動（住民参加）地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業

(注)
「社会福祉を目的とする事業」は、法第1条(目的)、第4～6条(地域福祉の推進等)、第107～110条(地域福祉計画)、第112条(共同募金)等に規定。
「社会福祉に関する活動」は、法第4条(地域福祉の推進)、第89条(基本指針)、第107条(地域福祉計画)等に規定。

ウ. 公益事業

- 社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- 社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要
- その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。
- 公益事業の判断基準は、
審査基準第1-2(2)、審査要領第1-2参照 に例示列挙
(例)介護老人保健施設(無料低額老人保健施設を除く。)の経営、
有料老人ホームの経営
- 社会通念上は公益性が認められるものでも、社会福祉と全く関係のないものは不可

* 制度上は、無料又は低額な料金により供給される、「社会福祉事業として制度化されていない福祉サービス」と位置付けられています。

工. 収益事業

- その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業【※1】に充てることを目的とする事業【※2】

※1 法第2条第4項第4号及び法施行令第4条に掲げるものに限る。

※2 一定の計画の下に反復継続して行われる行為で、社会通念上事業と認められる程度のもの

- 社会福祉事業・公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。(例、同一設備の使用は不可)
- 社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要
- 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なものは適当でない。
(望ましい収益事業の例)既に法人が所有する不動産を利用した貸ビル・駐車場等の経営、公共的な施設内の売店の経営

* 安定的収入が得られるものが好適とされています。

* 社会福祉法人がわざわざ土地を借りるなどにより、駐車場を経営するようなことは好ましくない、とされています。

オ.「地域における公益的な取組」実施の責務

■ すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって「地域における公益的な取組」を実施する責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行うことが求められている。

▶ 「地域における公益的な取組」の要件

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

* 社会福祉法人には、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが期待されています。

* 「③無料又は低額・・・」の実質的な意義は、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担(事業費全額の公費負担)がない福祉サービスを提供する、という点にあります。

【参考】「地域における公益的な取組」について

【社会福祉法人】



① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

(留意点)

法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

(留意点)

社会福祉と関連のない事業は該当しない

③ 無料又は低額な料金で提供されること

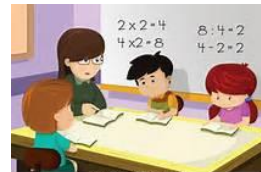
(留意点)

心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



地域において、少子高齢化・人口減少などにより多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するサービスが充実

(3)社会福祉法人の主たる事務所

- 社会福祉法人の住所は、その「主たる事務所」の所在地になる。
- 社会福祉法人の所轄庁は、「主たる事務所」の所在地と、法人が経営する事業（公益事業・収益事業を含む。）の実施区域により決まる。（⇒決定基準は次頁参照）

▶「主たる事務所」を定める上での注意点

「主たる事務所」とは、法人の運営又は業務の一般的総括を行うところであり、その概念は、法人の所轄庁を決定する場合や設立の登記をすべき場所を決定する場合等において重要となる。

▶「主たる事務所」に求められる機能（法人情報の開示の場）

法の定めにより、「主たる事務所」に、定款や計算書類、役員等名簿、評議員会・理事会議事録等の書類等を備え置くことが義務付けている。これにより、国民に対し事業運営の情報を開示する場としての機能も求められている。【※】

※ 施設・事業所内に事務所を置く場合、施設基準に抵触しないよう整備する必要がある。

【参考】社会福祉法人の所轄庁（法第30条）

- 都道府県 ⇒ 基本的には、法律上は所轄庁は都道府県
- 一般市（特別区）・中核市
⇒ 法人の行う事業が、主たる事務所が所在する市区の区域内のみである法人
- 指定都市 ⇒ 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人
- 厚生労働省
⇒ 法人の行う事業が、2以上の地方厚生局の管轄区域にまたがるものであって厚生労働省令で定めたもの

所轄庁決定の例

- * 新宿区に〈主たる事務所〉を置き、同区内のみで事業を行う法人を設立する。
⇒ 新宿区が所轄庁として、設立認可
- * 法人設立後、新宿区内のほか、中野区でも事業を開始する。
⇒ 所轄庁は、東京都に変更（都が、所轄庁変更に係る定款変更を認可）

(4)社会福祉法人の定款

- 社会福祉法人を設立しようとする場合においては、定款を定めなければならない。
- なお、定款は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされている。

▶ 定款の記載事項

- 社会福祉法人の定款の記載事項には、必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項がある。
- 定款の必要的記載事項には、法第31条第1項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項の全てを定款に記載する必要があり、その一つでも記載が欠けると、その定款は無効となる。
- 社会福祉法人はその特性(公益性・非営利性)を考慮し、株式会社やNPO法人よりも必要的記載事項の範囲が詳細にわたっている。

① 社会福祉法第31条第1項に定める必要的記載事項

- 1 目的
- 2 名称
- 3 社会福祉事業の種類
- 4 事務所の所在地
- 5 評議員及び評議員会に関する事項
- 6 役員(理事及び監事)の定数その他役員に関する事項
- 7 理事会に関する事項
- 8 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 9 資産に関する事項
- 10 会計に関する事項
- 11 公益事業を行う場合には、その種類
- 12 収益事業を行う場合には、その種類
- 13 解散に関する事項
- 14 定数の変更に関する事項
- 15 公告の方法

※ 東京都では、厚生労働省が示している「社会福祉法人定款例」に基づいて法人の定款を作成することを助言指導しています。

② 租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける 場合の定款の内容

▶ 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の 非課税の特例について

○ 社会福祉法人に対する財産の贈与又は遺贈(その法人を設立するための財産の提供を含む。)があった場合について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合は、「社会福祉法人定款例(租税特別措置法第40条適用版)」を基に定款を作成する必要がある。

※ 制度の概要は、リーフレット、国税庁ホームページ又は税務署で確認のこと。

社会福祉法人定款例記載の通知文書

▶ 社会福祉法人定款例

- ・「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付障第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知、最終改正：平成28年11月11日)別紙2「社会福祉法人定款例」

▶ 社会福祉法人定款例(租税特別措置法第40条適用版)

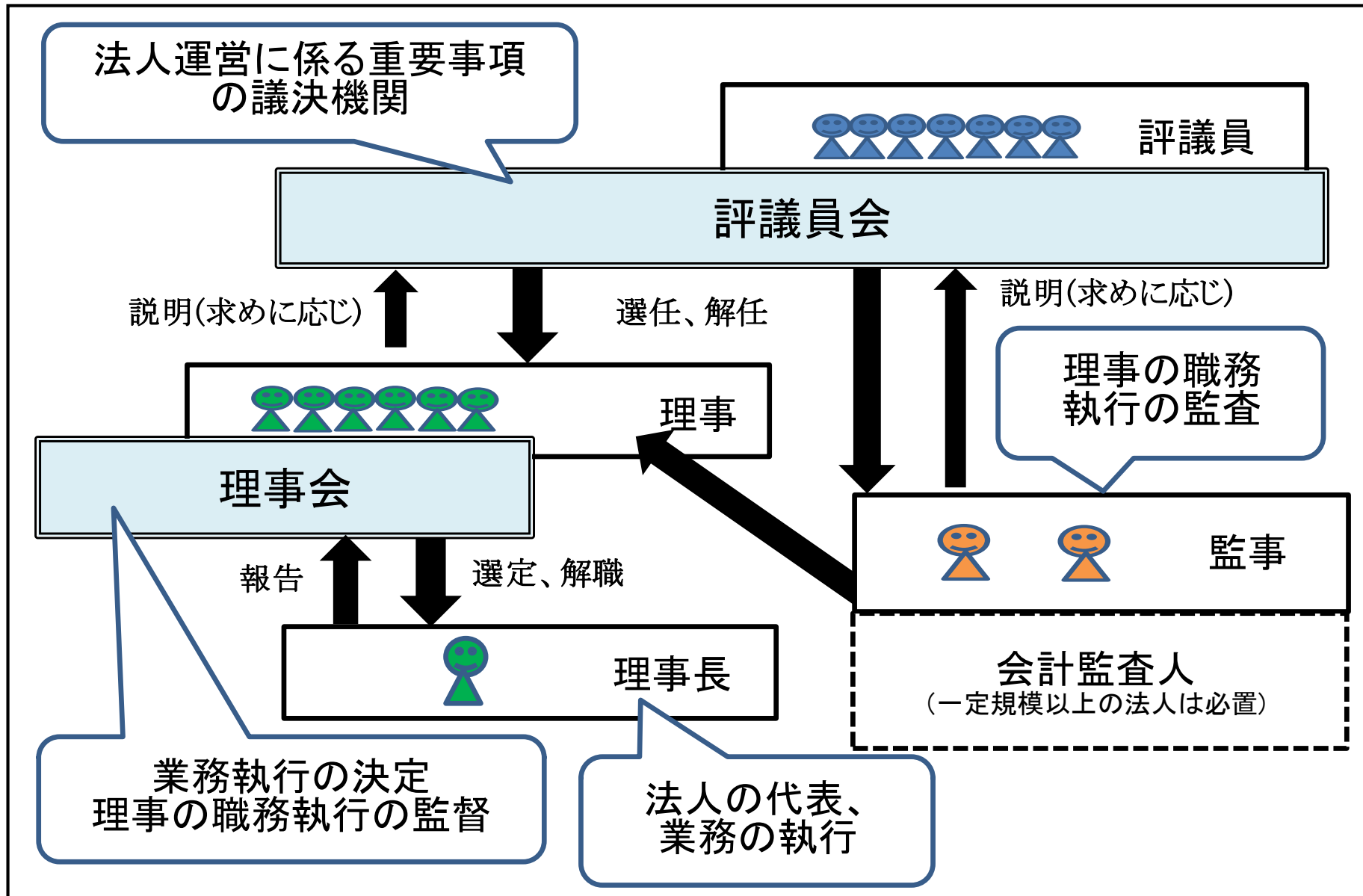
- ・「租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43条)第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」(平成29年3月29日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

(5)社会福祉法人の経営組織

- 社会福祉法人の経営組織は、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、業務執行の決定機関である理事会、理事の職務執行の監査を行う監事(一定規模以上の法人が必置となる会計監査人)で運営されている。
- 社会福祉法人の機関には、それぞれ法人の意思決定、業務執行、監督に係る権限・責任が分担されている。

機関	機能	設置
評議員会	・役員や会計監査人の選任又は解任、役員報酬の決定、定款の変更などの重要事項を決定する議決機関	必置
理事会	・業務執行に関する意思決定機関 ・理事の職務の執行の監督、理事長の選任・解任など、理事及び理事長に対して牽制機能を働かせる。	必置
監事	・理事の職務執行を監査 ・理事及び法人職員に対して事業の報告を求めることができ、または、法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。	必置
会計監査人	・公認会計士又は監査法人が計算書類等を監査	一定規模以上の法人は必置

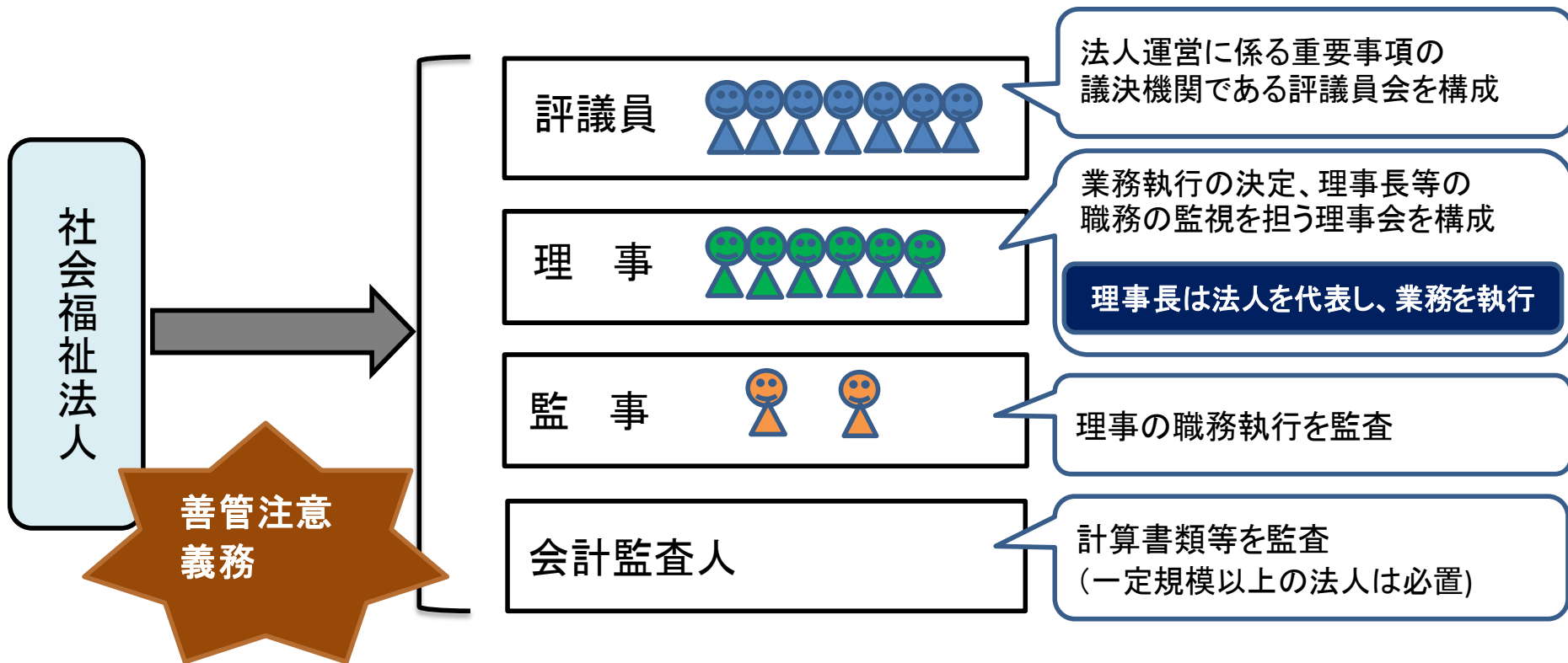
社会福祉法人の経営組織



【参考】評議員会・理事会の役割の違い

機関	役割・開催頻度	具体的内容
<p style="text-align: center;">評議員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人運営の基本ルール・体制の決定</u> ・<u>事後的な法人運営の監督</u> <p>【開催頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上は年に1回以上開催(毎会計年度の終了後一定の時期に定時評議員会を招集、その他臨時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権限について、決議事項が法律に規定する事項又は定款に定めた事項に限定 <p>【法律に規定する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款の変更、合併の承認、理事・監事・会計監査人の選任・解任、理事・監事の報酬の決定等 ・<u>法人運営の基本的なルールや体制を決定する場合に、評議員会が決議</u>
<p style="text-align: center;">理事会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全ての業務執行の決定</u> ・<u>理事の職務執行の監督</u> <p>【開催頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上は理事長・業務執行理事による職務執行状況の報告義務が3カ月に1回以上とされていることから、3カ月に1回以上開催することが義務付けられていると言える。 ・法令上、定款により毎事業年度2回以上に緩和することも可能であるため、最低年2回以上開催するものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務執行全般にわたる決定を権限とする。(予算や事業計画の決定も含む。) ○ 重要財産の処分、重要な職員の選任・解任、多額の借財等については、理事会固有の権限(理事に委任することは不可) ○ その他、理事の職務執行の監督、理事長・業務執行理事の選定・解職、計算書類・事業報告の承認 <p>・<u>通常の業務決定については、全て理事会の権限</u></p>

理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係



【役員(理事・監事)・評議員の法定員数】

- 理事 … 6名以上で定款で定める数
- 監事 … 2名以上
- 評議員 … 定款で定めた理事の員数を超える数

よって、法人設立に当たり、少なくとも、
評議員7名、理事6名、監事2名の選任が必要

評議員の要件等

- ① 定数は、理事定数を超える数(7名以上)
- ② 任期は、4年以内に終了する会計年度のうち最終の定時評議員会の終結の時まで【※】
※ 定款で4年を6年まで伸長することができる。
- ③ 理事、評議員、会計監査人および職員との兼務不可
- ④ 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であること
- ⑤ 各役員(理事および監事)および各評議員と親族等の特殊関係がある者であってはならない。
- ⑥ 選任・解任は、評議員選任・解任委員会の決議による。

★ 理事や理事会は、評議員を選任できません。
(都では、国の例示に従い、選任機関として、外部有識者を含めた評議員選任・解任委員会の設置を指導しています。)

理事の要件等

- ① 定数は6名以上
- ② 任期は、2年以内に終了する会計年度のうち最終の定時評議員会の終結の時まで
- ③ 監事、評議員との兼務不可
- ④ 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」および「法人が事業を行っている区域における福祉に関する実情に通じている者」を加える。
- ⑤ 施設を設置している場合、当該「施設の管理者」を加える。
- ⑥ 各理事と親族等の特殊の関係がある者が、所定の制限以内
 - ・ 理事6名～8名の場合、本人を除き1名まで。
 - ・ 理事9名以上の場合、本人を除き2名まで。
- ⑦ 各評議員および各監事と親族等特殊関係者が含まれてはならない。
- ⑧ 選任・解任は評議員会の決議による。

監事の要件等

- ① 定数は2名以上
- ② 任期は、2年以内に終了する会計年度のうち最終の
定時評議員会の終結の時まで
- ③ 理事、評議員、職員との兼務不可
- ④ 1人は「社会福祉事業について識見を有する者」
- ⑤ 1人は「財務管理について識見を有する者」【※】
※ 公認会計士又は税理士が望ましい。
- ⑥ 各役員および各評議員と親族等の特殊関係がある
者であってはならない。
- ⑦ 選任・解任は、評議員会の決議による。

★ 評議員・理事・監事の資格、特殊な関係者の
選任制限等の遵守状況については、選任候補者
を決定する前に、所轄庁にご確認ください。

【参考】

理事の「その他特殊関係者」人数制限の該当例

定款の定めにより、理事定数を6名以上8名以内とする
法人のケース

■ 当初案 …… 理事候補者は次の6名

- ・ A氏（NPO法人甲代表、学校法人乙理事長）
- ・ B氏（NPO法人甲職員、A氏の長男）
- ・ C氏（NPO法人甲職員）
- ・ D氏（宗教法人丙理事）
- ・ E氏（宗教法人丙理事）
- ・ F氏（法人が経営する施設の施設長）



■ 確認結果

- A氏、B氏、C氏の3名が、「他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員」の関係にあり、この3名が当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が2分の1と、3分の1を超えているため、この理事構成は、不可（※ D氏、E氏の2名は“3分の1”であり、可）

役員及び評議員の報酬等

▶ 報酬額の決定

- ・ 評議員：定款の定めによる。
 - ・ 理事・監事：定款の定め又は評議員会の決議による。
なお、監事報酬について総額のみでの決定の場合、
具体的な配分は監事の協議により決定する。
- ※ 無報酬とする場合には、無報酬であることを定める。

▶ 報酬等支給基準の制定、届出・公表

《支給基準の制定》

- ・ 民間事業等の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事業を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。
- ・ また、支給基準は、評議員会の承認を受けなければならない。

《支給基準の届出・公表》

- ・ 支給基準は、主たる事務所での備置き、所轄庁への届出、インターネット利用による公表が義務付けられている。

(6)社会福祉法人の会計基準

- 社会福祉法人は、厚生労働省令(社会福祉法人会計基準省令)で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(法第45条の24第1項)

▶ 社会福祉法人会計基準省令とは

一般に公正妥当と認められる会計慣行を明文化したものであり、その中で特にすべての処理の基礎となるルールを一般原則として定めたもの。

【会計基準省令に基づく会計処理全体の共通ルール】

- 会計処理の方法や会計帳簿・計算書類・附属明細・財産目録の作成の義務を守らなければならないこと。
- 省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計処理の慣行を斟酌しなければならないこと。
- 社会福祉法人が行うすべての事業について適用されること。(病院、老健等事業固有の会計基準等が存在する事業についても、社会福祉法人が実施する場合は社会福祉法人会計基準が適用される。)

社会福祉法人の会計処理関係法令・通知

■ 会計基準省令

「社会福祉法人会計基準省令」(平成28年厚生労働省令第79号)

■ 会計基準の運用上の取扱い

「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省3局長連名通知)

■ 会計基準運用上の留意事項

「『社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について』の一部改正について」
(平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発1111第1号、老総発0331第4号、厚生労働省4課長連名通知)

■ 入札契約等事務の取扱い

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
(平成29年3月29日日雇児発総0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号、厚生労働省4課長連名通知)

社会福祉法人が遵守すべき予算執行・ 会計処理に係る事務ルール(イメージ図)

全ての法人形態に共通適用

社会福祉施設・事業ごとの運営基準、
施設整備費、運営費使途ルール

上乘せ

社会福祉法人のみ適用

「社会福祉法人会計基準省令」及び
関係通知（資産管理、会計処理、
書類作成、入札契約のルール等）

上乘せ

会計処理の慣行

社会福祉法人が予算執行・会計事務において
遵守すべきルール（＝法人監査の範囲）

(7)事業運営の透明性と情報開示

- 「公益性の高い法人」として、国民に対する説明責任を有する。
- ▶ **書類の備置き・閲覧対応の義務**
 - ・ 法人の定款、計算書類等(貸借対照表・収支計算書、事業報告書、監査報告等)、財産目録等(財産目録、役員等名簿、役員等報酬基準、事業概要・役員区分ごとの報酬総額等を記載した現況報告書等)を閲覧対象書類とし、広く国民一般に開示を義務付け
- ▶ **インターネットを活用した情報公表の義務**
 - ・ 法人の定款、役員報酬基準、役員等名簿、現況報告書、貸借対照表、収支計算書について、インターネットを活用しての公表を義務付け

- ★ 社会福祉法人については、税制優遇やあるいは公益法人にはない公金(補助金・助成金等)の支出等があることを踏まえ、公益財団法人と同等又はそれ以上に運営の透明性を確保する必要があるということが、基本的な視点
- ★ 法令や制度で定められた情報・資料を開示することに加え、開示した情報を読み手にわかりやすくかみ砕いて表示していく、という視点も重要

社会福祉法人の書類等について

※1 △は定款で作成することになっている場合 ※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	監査報告（会計監査報告を含む）	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—		
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
算定シート		○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—		
社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）		○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準	

【参考】社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

※「月刊福祉」2019.4月号P66「マネジメント講座PART2『財務管理第12回』」から

システムの概要

- ・ 社会福祉保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月)、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)で求められている運営の透明性の確保、国民に対する説明責任を果たすために必要なものとして、所轄庁及び都道府県の協力のもと、国が情報収集してデータベースをつくとともに、一覧性や検索性をもたせ構築したシステム
- ・ 法人が、財務諸表等入力シートに現況報告や決算内容を入力し、電子開示システムを用いて所轄庁に提出する。所轄庁は内容を確認(一般市所管分は都道府県を經由)し、誤記等があれば修正を指示し再提出を求めるなどして、最終的に国に提出する。

公表内容

- ・ 所轄庁、都道府県・厚生労働省が、業務の範囲内で利用するほか、国民や法人へ還元され利用されるものとなっている。
- ・ 公表される情報は、①計算書類、②現況報告書(法人の運営に係わる重要な部分に限り、個人の権利・利益が害される恐れのある部分を除く)、③社会福祉充実計画、④役員報酬等の基準、⑤役員名簿、⑥定款
- ・ 個々の社会福祉法人・施設の計算書類や現況報告書が開示されるだけでなく、全社会福祉法人の経営指標も公表

見方・使い方

- ・ 我が国の社会福祉法人全体を対象とした悉皆性の高いデータベース
- ・ 社会福祉法人の全体状況をとらえる、唯一といってよいデータ集

(8)福祉サービスの質の向上を図るための措置

■ 福祉サービス第三者評価の受審

社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受けられるものの立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。(法第78条第1項)

東京都では、定期的な第三者評価の受審を勧奨しています。

▶ 福祉サービス第三者評価事業とその目的

福祉サービスを提供する事業所の質を公正・中立に第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、

- ・ サービスの質の向上に結びつけること
- ・ 受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資すること

(9)福祉サービスに関する苦情解決の 仕組みへの取組

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。(法第82条)

▶ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組み

法人においては、下記通知(指針)に示された苦情解決の仕組みを整備(苦情解決の体制整備・手順の決定・それらの利用者等への周知)し、活用することにより利用者からの苦情の適切な解決に努めていくことが求められる。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付け障第462号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)

【参考】社会福祉法人の法人運営事務の例

- 各種規程(経理規程・就業規則・組織規程等)の整備
- 理事会・評議員会の運営事務
 - ・評議員・理事・監事との連絡調整
 - ・理事会・評議員会の招集・開催準備、議案等の作成、議事録草稿の作成
- 給与事務、社会保険・労働保険関係事務、労務管理 等
- 経理事務(財務・会計)等
 - ・事業計画に基づく予算編成
 - ・会計帳簿等の作成、保存
 - ・予算執行状況、資金繰り、事業実績、固定資産の管理
(月次試算表作成による月次報告の実施等)
 - ・社会福祉法人会計基準に基づく計算書類・附属明細書の作成
- 契約事務
- 情報開示
 - ・必要書類の備置、閲覧請求への対応、計算書類等のインターネット公表
- その他
 - ・監事監査、行政庁の指導監査への対応
 - ・所轄庁への現況報告書等の届出、定款変更認可申請等の手続 等